

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について (第 33 報)

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 3 月 6 日 (日) をもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。) に基づく、まん延防止等重点措置が終了となりました。

県では、感染拡大を防ぐため、県独自の「岡山県新型コロナウイルス感染症 オミクロン株リバウンド防止特別対策期間」を設定し、法第 24 条第 9 項に基づき、3 月 7 日 (月) から 3 月 31 日 (木) までの間、県民及び事業者の皆様に対し、別添のとおり協力を要請しました。

つきましては、職員、利用者及びその家族等に改めて周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、社会福祉施設等において、依然として、クラスターが頻発し、新規陽性者数も高止まりしていることから、感染拡大を未然に防止するため、※県内全域 (岡山市及び倉敷市を除く。) の入所系の高齢者施設及び障害者施設を対象に、抗原定性検査キットを配布し、従事者の集中的検査を実施するとともに、重症化リスクの高い方が利用する社会福祉施設等での感染対策を徹底するため、高齢者施設・障害者施設等、精神病床を有する病院、及び児童関連施設の従事者に対する感染予防・感染発生時対応等の研修会を実施することとしました。

なお、各研修会については、詳細が決まり次第、お知らせいたしますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

※岡山市、倉敷市は各市の判断で実施

○社会福祉施設・医療施設等への協力要請 (法第 24 条第 9 項に基づくもの) ※一部抜粋

- ・マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- ・レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底すること
- ・面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- ・入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、迅速に接種を進めること
- ・高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること

※下線部が今回追加した協力要請

【添付資料】

岡山県新型コロナウイルス感染症オミクロン株リバウンド防止特別対策期間 (2022. 3. 4)